

星の郷まちづくりコンソーシアム規約

(名称)

第1条 本会は、星の郷まちづくりコンソーシアム（以下「本会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本会は、地域の核となる事業者や団体等が連携して総合力を発揮しつつ、井原市美星町（以下「本町」という。）の環境・経済・社会的課題の同時解決を実現し、将来に渡って質の高い生活をもたらす新たな成長につなげるべく、地域循環共生圏の取組を推進していくことを目的とする。

(活動内容)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の活動を行うものとする。

- (1) 地域循環共生圏に関する関連省庁や他団体の取組などの情報提供及び共有
- (2) 本町の総合的な取組となる経済合理性と持続可能性を有する構想の策定
- (3) 前号の規定を踏まえた事業計画の策定
- (4) その他、本会の目的を達成するための活動

(会員)

第4条 本会の会員は、第2条の目的に賛同する別表に定める事業者や団体及びまちづくり関係者とする。

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- 会長 1名
- 副会長 2名
- コーディネーター 若干名

2 会長は、美星町観光協会長の職にある者とし、副会長及びコーディネーターは会長が指名する。

3 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 補欠のために選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員職務)

第6条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、職務を代行する。

3 コーディネーターは、会務の運営にあたる。

(総会)

第7条 総会は、年1回開催する。

2 会長が必要と認めるときは、臨時会を開くことができる。

3 総会の議事進行は、コーディネーターが務める。

(総会の付議事項)

第8条 総会に付議する事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 役員を選任に関する事。
- (2) まちづくり構想及び事業計画に関する事。
- (3) 会員の加入及び脱会に関する事。
- (4) その他会長が認めた事項に関する事。

(議決)

第9条 総会は、本会員の半数以上の者の出席により成立し、議決は出席者の過半数で決する。ただし、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(分科会)

第10条 第2条の目的を実現するため、本会に分科会を置く。

2 分科会は、会員をもって構成する。

3 分科会は、会長が必要と認めるときに開催する。

4 分科会の運営は、コーディネーターが務める。

(ワーキンググループ)

第11条 第2条の目的の実現及び分科会の活動を支援するため、分科会の下にワーキ

- ンググループを設けることができる。
- 2 ワーキンググループの設置は、設置を希望する会員の申入れにより、会長が承認する。
- 3 会員は、ワーキンググループのメンバーを自由に募ることができる。
(事務局)
- 第12条 本会の事務を処理するため、事務局を井原市役所内に置く。
- 2 事務局に事務局長を置き、事務局長は、井原市美星支所長をもって充てる。
(会費)
- 第13条 本会の会費は、無料とする。
(事業年度)
- 第14条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
(その他)
- 第15条 この規約に定めるもののほか、本会の運営について必要な事項は、会員に協議の上、会長が決定する。

附 則

この規約は、令和2年10月5日から施行する。

附 則

この規約は、令和3年1月23日から施行する。

附 則

この規約は、令和4年3月28日から施行する。

別表（第4条関係）

会員

美星町観光協会 美星中学校区ひとづくりネットワーク運営協議会 井原市 岡山県 公益社団法人岡山県観光連盟 国立大学法人岡山大学 岡山県立井原高等学校 井原市文化協会 備中西商工会 星の郷青空市株式会社 晴れの国岡山農業協同組合 株式会社中国銀行 井原鉄道株式会社 井原放送株式会社 特定非営利活動法人日本スペースガード協会 一般財団法人日本宇宙フォーラム サッポロビール株式会社 パナソニック株式会社 中国電力株式会社 一般財団法人地域公共交通総合研究所 有限会社阪本鶏卵 株式会社KAMP 株式会社ビザビ 岡山エフエム放送株式会社 ヤマト運輸株式会社 株式会社日本旅行 日本航空株式会社 一丸タクシー株式会社 日の丸タクシー株式会社 RSK山陽放送株式会社 岡山シーガルズ まちづくり関係者
